

155の重点政策

・美しい国の礎を築く

<新憲法制定を推進する>

1、新憲法制定の推進

次期国会から衆参両院に設置される「憲法審査会」の議論を主導しつつ、平成22年の国会において憲法改正案の発議をめざし国民投票による承認を得るべく、新憲法制定推進の国民運動を展開する。

<教育を再生する>

2、教員の資質・能力の向上

「教員免許更新制」や不適格教員を教壇に立たせないようにするシステムを円滑に実施する。大学における教員養成の改善・充実、優秀教員の積極的な表彰、メリハリある教員給与体系などを実現する。

3、安全・安心な教育環境の整備

学校施設の耐震化を推進する。また、24時間の電話相談体制を整備するなど、いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、子どもの安全を守る地域ぐるみの体制を整備する。

4、学校・家庭・地域の連携

放課後などに子どもたちの居場所づくりを進める「放課後子どもプラン」、学校・家庭・地域の連携による「早寝早起き朝ごはん」運動や食育の推進に取り組む。また、保護者や地域の声が学校運営に直接反映される「コミュニティスクール」の設置を進める。

5、幼児教育無償化の検討と教育費負担の軽減

「幼児教育重視の国家戦略」を展開し、幼稚園・保育所・認定こども園の教育機能を充実する。また、「幼児教育の無償化」を目指すとともに、奨学金事業の一層の充実に努め保護者負担の軽減を図る。

6、国際競争力に富む個性豊かな高等教育の展開

国公立大学の競争的な環境を整備し、世界的に魅力ある大学院教育や海外有力大学との連携など各大学の改革を支援する。産学や大学間の連携を推進し、大学・高等専門学校を「地域の知の拠点」とする。

7、特色ある私学教育の振興

独自の建学の精神に基づく特色ある教育を展開している私立学校の一層の振興を図り、私学助成の充実に努める。また、多様な教育を展開する専修学校や各種学校の振興を図る。

8、「確かな学力」と「規範意識」の育成

学習指導要領全体の見直し、習熟度別指導などの充実、優れた教員の養成・確保、全国学力・学習状況調査の適切な活用などを通じ、子どもたちに「確かな学力」を約束するとともに、規範や礼儀を教える。学校評価を一層推進し、教育水準の向上を目指す。

9、青少年の健全な育成

健全な青少年を育成する社会の構築をめざし、「青少年育成施策大綱」等に基づき、青少年の育成に係る施策を総合的・効果的に推進し、若年層の職業観・勤労観及び職業に関する知識・技能の育成等を図るためキャリア教育等を一層推進する。また、非行や犯罪被害、有害情報から子どもたちを守るため、「子ども安全・安心加速化プラン」に基づく関連施策を一層推進する。

10、豊かなスポーツ環境づくり

わが国の国際競技力を向上させるとともに、誰もが身近にスポーツに親しむことのできる「生涯スポーツ社会」を実現するため、総合型地域スポーツクラブの育成などを進める。

< 国の安全保障を強化する >

11、国家の安全保障政策の強化と官邸の司令塔機能の強化

外交と安全保障に関する官邸の司令塔機能を強化するため、「国家安全保障会議」を内閣に設置する。

12、国家の情報機能の強化

国家の情報収集・分析能力の強化を図り、的確な情報を活用して国民の安全を守る。また、秘密保全の強化策に取り組む。

13、安全保障の法的基盤の再構築

個別具体的な類型に即し、集団的自衛権の問題を含め、憲法との関係を整理し、安全保障の法的基盤の再構築を行う。

14、国の防衛体制の整備と日米安保体制の強化

防衛計画の大綱に基づき、防衛力の整備・強化を推進し、自衛隊の統合運用を進める。日米安保体制の強化のため、日米防衛協力を一層緊密なものとし、米軍再編を通じて、沖縄をはじめとする基地の地元負担を軽減する。

また、自衛官の処遇等を改善するとともに、自衛官が敬意と感謝の念を持たれるよう努める。

15、新たな脅威や多様な緊急事態への対処能力の強化

弾道ミサイル防衛システムの配備を進め、大規模なテロ・ゲリラへの対策、NBC（核、生物・化学）兵器及びサイバー攻撃対策を強化する。

16、技術開発と共同研究の抜本的な改革

防衛技術・生産基盤の維持・強化を行い、わが国の技術レベルの向上に努める。

< 行財政改革を断行する >

17、歳出・歳入一体の財政構造改革

歳出・歳入一体の改革により、2011年度には国・地方合わせた基礎的財政収支の黒字化を確実にするとともに、2010年代半ばにおける国・地方の債務残高対GDP比の安定的な引下げという中長期的な目標を達成しうる財政の確立を目指す。

・税制の抜本的改革

本年秋季以降、早期に、本格的かつ具体的な議論を行い、平成19年度を目途に、社会保障給付全般や少子化対策に要する費用の見通し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する。

・公会計・「国家財政ナビゲーション」の整備

公会計制度を整備し、国・地方共通の基準設定を進めるとともに、予測財務諸表作成及びシミュレーションに必要なコード番号の付与等を進めることにより、「国家財政ナビゲーション」を活用した政治主導の予算編成に資するよう取り組む。

18、国家公務員の総人件費改革

国の行政機関の定員については、平成22年度までに約19,000人(5.7%)を純減するとの目標を確実に実現する。

19、中央省庁改革の推進

平成13年に行った中央省庁再編後の状況を検証し、行政改革の理念と哲学に照らし、さらなる改革を進める。

その際、地方分権の促進や道州制導入の議論を踏まえるとともに、地方支分部局についても、廃止、独立行政法人化、地方移管等を含む組織・業務の抜本的な見直しを進める。

20、公共サービス改革(市場化テスト)の推進

「公共サービス改革法」に基づき、公共サービスの担い手を官と民で競争入札する「市場化テスト」の対象事業を拡大し、公共サービスの質の向上と経費削減を図る。

21、電子政府・電子自治体の推進

電子政府・電子自治体による利便性・サービスの向上を実感できるよう、オンライン利用の促進を始めとした取り組みを推進する。

22、独立行政法人改革の徹底

各独立行政法人の「中期目標期間終了時の見直し」を引き続き徹底的に行い、組織・業務全般について整理・縮小に努め、財政支出を削減するほか、公務員型独立行政法人の非公務員化を進める。

さらに、各法人についてゼロベースの見直しを徹底的に行う。

23、公益法人改革の促進

平成 20 年より施行される新制度への安定的な移行に向けて、着実に準備を進めることとし、政令などのルールの整備を図るとともに、成熟化社会における非営利活動の重要性に鑑み、その促進を図る観点から、適切な税制改正を行う。

24、時代のニーズに応える新郵政事業の展開の支援

民営化後においても、国民共有の財産である郵便局ネットワークの水準、郵便・貯金・保険のサービス水準等を維持するとともに、新たな時代や地域、利用者の要請に応える郵政事業の展開を支援する。

25、地方の行政改革の推進

地方公務員の定数の削減・給与の適正化や、公共サービス改革の推進等を図る。

< 公務員制度改革を押し進める >

26、公務員制度改革

公務員の人事評価に「能力・実績主義」を導入するとともに、各省庁による再就職斡旋を禁止し「官民人材交流センター」を設置する。さらに、採用から退職までの公務員の人事制度全般について検討し、「国家公務員制度改革基本法」(仮称)を次期通常国会に提出する。

また、公務員の労働基本権その他の公務員に係る制度のあり方について、幅広く検討する。

< 道州制導入を推進する >

27、道州制の導入の推進

道州制を国家戦略と位置づけ、人口減少、少子高齢化、国際競争の激化に対応する究極の構造改革として推進する。北海道特区を先行モデルとして、道州制の推進を図る。

< 地方分権を進める >

28、地方分権改革の推進

国と地方の役割分担の徹底した見直しにより、3年以内に「新地方分権一括法案」を提出する。地方分権改革の推進に応じて地方の行政体制を整備する。また、国と地方の役割分担や国の関与のあり方の見直しに応じ、補助金、交付税、税源配分の見直しの一体的な検討を進める。

29、地域間・地方自治体間の財政力格差の縮小

必要な交付税の総額を確保し、全国どの地域でも一定水準の行政サービスを提供するとともに、地域間・地方自治体間の財政力の格差を適切に調整する。

また、法人二税を中心に税源が偏在するなど地方団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方の自立を促しその安定した財政基盤を構築する観点から、地方の税財源を一体的に検討していく。

< 政治改革・党改革・国会改革へ不断に努力する >

30、政治資金の一層の透明化

資金管理団体の不動産所有に対する規制や、事務所費等の透明性のあり方について法改正を行い、コンプライアンスを強化する。

31、首長の多選禁止

首長の多選による権限の肥大化を防ぐため、知事や政令指定都市市長の4選目については、党公認推薦を行わないこととしているが、連続4選目の立候補の禁止を法制化するとともに、一般の市町村長の多選については、条例により禁止できるよう検討を進める。

32、党改革・国会改革のさらなる断行

一人でも多くの国民に政治に参加していただくために、誰でも立候補できる候補者公募制度の推進を行い、新しいスタイルの政治形態を模索する党員を獲得し、人材の育成を行うなど、開かれた党運営のため、党改革を断行する。

また、国会については、国会事務局のスリム化等、国会改革を推進する。

美しい社会と暮らしのために

<安全・安心な生活のために>

33、地震・防災対策の推進

足元から始める国民運動の継続、大規模災害への備え、建築物の耐震化の促進、迅速・的確な防災情報の提供、防災関連施設の整備、災害応急体制の整備、被災地の復旧・復興支援及び国際防災協力の推進等を重点に、防災関連施策を効果的かつ戦略的に実施する。

34、災害に強い安全・安心の地域づくりの推進

各種災害から国民の生命、財産を守るため、水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、道路等の建造物の耐震化、密集市街地のリノベーション、基幹的広域防災拠点の整備及び運用体制の構築や地震監視機能の強化、緊急地震速報や土砂災害警戒情報の一般国民への提供など、総合的な対策を推進する。

35、消防団等による地域防災力の強化

大規模地震対策の強化やテロ対策・国民保護の充実を図る。また、世界最先端の災害緊急情報伝達・収集ネットワークを構築する。さらに、消防団や自主防災組織の充実により地域防災力を強化するとともに、高度消防・救急救助体制の全国的整備を図る。

36、犯罪のない世界一安全な国づくり

わが党が「治安の危機的状況を脱する」と宣言し発表した「総合的な治安対策」を完全に実施し、世界一安全な国の復活を実現する。

- ・銃器や薬物の対策を徹底し、暴力団など組織犯罪対策を強力に推進する。
- ・「地域安全安心ステーション」推進事業の実施など、子どもを取り巻く環境の安全を確保する。
- ・防犯ボランティア活動の促進など国民的な防犯機運を醸成し、地域の犯罪抑止力を強化する。
- ・更生保護制度の改革や強靱な保護観察の実現などにより、再犯防止を徹底する。
- ・振り込め詐欺など匿名性の高い知能犯罪や社会的弱者をねらった犯罪への対策を強化する。
- ・サイバー犯罪に適切に対処するための法案の早期成立を図り、安全・安心なインターネット空間づくりを推進する。
- ・新宿歌舞伎町刷新プランをモデルに、健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生を推進する。

・平成 16 年に約 25 万人であった不法滞在外国人を 5 年間で半減するという目標を達成する。

37、テロ対策の推進・海上保安体制の充実強化

国際社会の脅威であるテロから国民を守るため、出入国管理、交通機関や港湾、空港等重要施設における警戒警備を徹底する。また、海洋権益の保全や沿岸水域の監視警戒のため、老朽化した巡視船艇・航空機の代替整備や人的整備とともに効果的・機動的な運用を図る。

38、公共交通の安全対策の強化

ヒューマンエラーによる公共交通の事故・トラブルの頻発する事態に対処し、陸・海・空の公共交通の安全対策を強力かつ総合的に推進する。

39、飲酒運転の根絶

平成 24 年までに交通事故死者数を 5 千人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指すため、高齢者の交通事故防止対策、交通安全施設の整備等の総合的な交通安全対策を推進し、指導取締りの徹底、飲酒運転の根絶に向けた取組みを始めとした悪質・危険運転者対策を強化する。

40、犯罪被害者対策の推進

犯罪被害者等基本計画を踏まえ、犯罪被害者やその遺族に対する支援の充実等を図るための施策を推進する。

41、多重債務者問題の解決

3 年以内に消費者金融等の上限金利を引き下げ(29.2% 15~20%)、返済能力を超えた貸付の禁止を徹底する。また、業者の参入・行為規制、説明義務の強化等により、新たな多重債務者をゼロにし、悪質業者の根絶を図る。

42、「振り込め詐欺」被害者の救済と悪質商法の被害防止

「振り込め詐欺」などの被害金を簡易かつ迅速に返還するための「振り込め詐欺被害者救済法案」の早期成立・施行を目指す。また、悪質商法の被害を防止するため、最近の被害状況を踏まえた取引ルールの見直しを進めるとともに、悪質業者の取締を一層強化する。

43、自殺防止総合対策の推進

「自殺総合対策大綱」に基づき、一人でも多くの自殺を考えている人を救うとともに、自殺者の親族等への支援の充実等を図るため、自殺防止対策を総合的に推進する。

44、住宅・建築物等の身近な安全・安心の確保

改正建築基準法などにより、耐震偽装問題の再発を防止し、消費者保護の徹底を図る。また、エレベーターや回転ドア、遊戯施設の安全確保対策、住宅・建築物の耐震改修を促進するための諸施策を積極的に推進する。

45、一体的・総合的なバリアフリーの推進

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、公共交通機関、住宅、建築物、歩行空間、都市公園などを通じた一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。

46、水俣病、原爆被爆者、アスベスト、公害健康被害者対策の推進

水俣病問題の解決に向けて、認定基準を満たさないものの救済を必要とする方々の救済策実現の可能性を開く環境整備を行うとともに、認定審査会による認定基準を満たす方々の早急な救済の同時実現を図る。

人類唯一の被爆国であるという事を踏まえ、被爆者の方々への支援策の充実について早急に検討を進める。

さらに、アスベスト、公害健康被害者対策を着実に推進する。

47、「食育」 - 食べる・つくる・育む -

国民の心と体の健康を守り、豊かな人間性を形成し、健全な食生活を実現するため「食育基本法」に基づき「食育」を推進する。「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の普及や「教育ファーム」等の農林業体験活動や地産地消を進め、「食育」を国民運動としてさらに展開する。

48、食品の安全確保

BSE問題、輸入食品の残留農薬問題への対応等、食の安全確保や食品健康影響評価等に万全を期し、リスクコミュニケーションの充実を図る。

49、渇水対策で水資源の確保

わが国は決して水資源に余裕があるわけではない。加えて、地球温暖化等に起因する降雪量の減少などの気候変動により、近年は渇水の危険性が増大している。このため、節水意識の高揚や既存ストックの有効活用等渇水対策を検討し、水資源の安定的確保を図る。

50、3Rを通じた持続可能な資源循環

「もったいない」の精神を活かし、「3R」(リデュース、リユース、リサイクル)の取り組みを、レジ袋削減をはじめとして、国民運動として展開する。

新たな循環型社会基本計画の策定、各種リサイクル法の強化等を進め、バイオマスと廃棄物エネルギーの利用を徹底するとともに製品のライフサイクル全体における環境負荷の最小化を推進し、循環型社会の構築を加速する。

51、生活環境対策の充実・強化

「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」を設けるなど、不法投棄対策を一層強化する。漂流・漂着ゴミ対策を推進するため、地方公共団体への支援を進める。また、工場跡地等の土壌汚染について、調査・浄化対策を着実に進めるとともに、法改正を含め土壌汚染対策制度の見直しを行う。大都市の大気環境改善のために、自動車排ガス対策やヒートアイランド対策を一層推進する。

52、美しく活力のある自然と共生する地域づくり

「里地・里山」「里海」などの美しい森や豊かな水辺づくり、生物多様性の保全や希少な野生生物の保護を進める。また、わが国の美しい自然が、大切に守り活用すべき貴重な国民の共有財産であることを体感する「エコツーリズム」を国民運動として推進する。

53、安全・安心な情報通信社会の構築

地域の児童の安全を確保するため、電子タグ等を利活用した「子供見守りシステム」の普及を推進し、安心・安全な地域社会を実現する。

また、情報通信ネットワークを安心して利用できるようインターネット上の違法・有害情報やウイルス、迷惑メール等への対策を進めるとともに、政府・地方公共団体、重要インフラ、企業のセキュリティ対策を充実する。

54、製品安全対策の強化

生活の身の回り製品による事故が相次いでいることを受け、「消費生活用製品安全法」の改正を行い、事故情報の報告・公表制度を創設したが、今後は、法律を厳正に運用するとともに、製品安全に関する消費者向け広報や学校での安全教育の強化等を図る。

55、国民にとってより身近で信頼できる司法の確立

全国どこでも紛争解決の情報・サービスを受けられる日本司法支援センター（法テラス）をより身近で使いやすいものにし、国民参加による裁判員制度の実施に向け法教育の推進を通じ、司法を国民にとって分かり易く信頼できるものにする。

56、国民の紛争解決の多様化

「隣接法律専門職種」の参加による民間紛争解決サービス認証制度「かいけつサポート」を整備し、国民の紛争解決の多様化を図る。

また、司法と行政の双方に連なる準司法手続について、内閣に省庁横断的な体制を新たに設け、抜本的な改革を推進する。

<日本型社会保障制度を構築するために>

57、医師不足問題への早急な対応・地域医療の再構築

全国各地の医師不足の声を真剣に受け止め、「地域の医療が改善されたと実感できる」実効性のある緊急医師確保対策を講じる。

- ・緊急臨時的に医師を派遣する国レベルのシステムを構築し、先に医師不足地域に対して第一陣を派遣したところであるが、今後とも地域からの要請を受け、積極的にこの緊急医師団を派遣していく。
- ・医師が不足している地域や診療科で勤務する医師の養成増を行う。また、臨床医を養成する医育機関のあり方についても検討する。
- ・研修医が都市に集中することを是正するため臨床研修病院の定員の見直しを図る。
- ・病院に勤務する医師の過重労働を解消するための勤務環境の整備を進める。
- ・女性の医師などが働きやすい職場環境の整備を促進する。
- ・患者にとって安全・安心な医療の確保や不幸な事故の再発防止に資するために、医療事故の原因調査などの仕組みを創設する。

58、救急医療の拡充

地域医療が国民の安心の基盤としてさらにその機能を発揮できるよう、救命救急センター、ドク

ターヘリ導入促進事業等に対する助成や小児初期救急センターの整備等、病院や開業医等すべての医療関係者の参加の下で、小児救急医療体制をはじめとする救急医療体制の一層の充実を図る。

59、国民が安心して受けられる医療の確保

国民が安心して良質な医療を受けることができる体制を構築していくため、先般成立した医療制度改革法に基づき、新たな高齢者医療制度の創設など、超高齢社会を展望した医療保険制度体系の見直しを行うとともに、医師確保対策の推進のほか地域における医療の連携体制の構築や医療情報提供体制の充実など、質の高い医療サービスが適切に受けられる体制整備を進める。

60、社会保険庁解体の断行と年金記録問題への徹底対応

社会保険庁の親方日の丸的感覚によって引き起こされた度重なる不祥事を踏まえ、国民の信頼を回復するため、社会保険庁を廃止・解体し、6分割する。これにより、公的年金についての責任は今後とも国が担いつつ、その運営実務は、社会保険庁の旧弊を一掃し、新たな非公務員型の新法人（日本年金機構）に行わせることとする。また、新法人の業務についても、民間委託を積極的に行い、一層の合理化・効率化とサービスの向上を図る。また、全ての被保険者に対して「ねんきん定期便」を送付するなど、情報提供を強力に推進していく。

政府が管理する年金記録のうち、基礎年金番号に統合されていない5,000万口については、一年以内にすべての名寄せを完了するなど、直ちに徹底的に精査をする。また、全国民が本来受け取ることができる年金を全額間違いなく受け取れるようにするため、5年の時効を超えた場合でも受給可能とし、これにより年金の確実な給付を行う。

このような問題を起こしてきた社会保険庁の責任は極めて重大であり、問題発生の原因や責任の所在についての調査・検証を早急に行うなど、政府・与党一体となって年金記録問題に徹底的に対応し、年金に対する国民の不安を解消する。

61、将来とも安定した年金制度の構築

- ・年金制度が将来にわたって国民の老後の生活を支える柱となるよう、平成16年の年金改革において構築された枠組みの下、年金財政を検証し、少子高齢化の進展などの社会経済情勢の変化の中でも安定した制度の運営を行う。
- ・官民の公平性や制度の安定性を確保するため、厚生年金と共済年金の一元化の早期実現を図るため、被用者年金一元化関連法案の早期成立に全力をあげる。また、基礎年金の国庫負担の割合を平成21年度までに2分の1へ引き上げるため、所要の法整備を行う。

62、介護保険制度の着実な実施で老後不安の解消

介護保険制度の定着を図るとともに、高齢者の方々がより長く、元気に生活を楽しめるよう、介護予防を推進する。また、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域密着型サービスなどを拡充し、「地域ケア」体制を構築する。

同時に、認知症高齢者対策や、ユニットケアの推進等による施設サービスの質の向上にも積極的に取り組む。

63、健康で安心できる国民生活の確保

- ・わが党の取組みにより、がん対策基本法に基づく総合的な対策が進められている。今後とも「が

ん対策推進基本計画」に基づき、放射線治療や緩和ケアなどの充実を図る。

- ・新健康フロンティア戦略を着実に推進し、「メタボリックシンドローム克服」や「がん克服」など、健康寿命を延ばし、生涯現役で充実した人生を送るための施策を進め、「健康国家」の創設に向けた挑戦を続ける。また、生涯を通じた 8020 運動の推進を行う。
- ・肝炎の早期発見、早期治療、治療水準の向上を図るため、検査体制の充実、安心して受診できる医療の確保など、総合的な肝炎対策に取り組む。
- ・新型インフルエンザの脅威から国民を守るため医療体制の確保、抗インフルエンザ薬やワクチンの確保など、万全の対応を講じる。また、予防接種の励行や発生状況の監視、必要なワクチンの確保などを通じて、はしか等の集団発生や感染拡大の防止に努める。
- ・世界最高水準の医薬品・医療機器を迅速に国民に提供し、関連産業を日本の成長牽引役としていくため、医薬品・医療機器の研究開発から販売・使用に至るまでの一貫した施策を推進する。

64、障害者施策の充実・拡充

障害者施策については、障害者サービスの利用をさらに促進するため、利用者負担の軽減や事業者への激変緩和など、1,200 億円の特別対策を実施したところである。今後は、障害者福祉施策の充実・拡充をめざしつつ、「障害者自立支援法」の円滑な運用のための制度の見直しを含め、障害のある方が安心して暮らせるよう取り組む。

<女性と子育てにやさしい社会をつくるために>

65、子育て家庭支援対策の拡充

2030 年以降の若者人口の大幅な減少を視野に入れ、本格的に少子化に対抗するため、すべての子ども、すべての家族を、世代を超えて国民みんなで支援する「国民総参加の子育てに優しい社会」の実現を目指し、「子どもと家族を応援する日本」という重点戦略を策定する。

66、乳幼児加算の創設、ファミリー・サポート・センター等子育てを地域社会で支える体制づくり

- ・少子化の流れを変えるため、子どもを持つこと、育てること自体に喜びや大きな価値を感じることができる社会の実現を目指し、先般の児童手当法改正において乳幼児加算を創設し 3 歳未満の児童に対する手当額を一律 1 万円とした。
- ・生後 4 ヶ月までの全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）の実施、「子育てひろば」など地域の子育て支援拠点の拡充、「放課後子どもプラン」の全小学校区への普及、「ファミリー・サポート・センター」による地域での子育ての支え合いや「子育てパパ応援事業」による父親の育児参加の推進にも取り組み、家庭における子育てを地域社会で支える体制を構築する。

67、待機児童ゼロ作戦の推進と延長保育など多様な保育サービスの拡充

「待機児童ゼロ作戦」を推進した結果、保育所の受け入れ児童数を平成 16 年度までに 15.6 万人増加させることができたが、引き続き、待機児童の解消に向けて取り組む。また、延長保育、休日保育、一時保育や家庭的保育（保育ママ）等の多様な需要に対応した保育サービスを拡充する。

68、障害児、病児・病後児保育の拡充

障害児保育や、病児・病後児の保育のニーズの高まりに対応するため、障害児の受け入れに当た

っての職員の重点配置など地域の実状に応じた地方自治体の取組みや、個々の保育所における病児・病後児保育の実施など保健環境向上の取組みに対する支援を充実する。

69、子育てと仕事の両立のための環境づくり

先般の雇用保険法の改正により育児休業給付を休業前の賃金の4割から5割に引き上げるとともに、育児休業取得者等に対して企業独自の給付を行った事業主に対する助成制度を創設した。これに加えて、育児休業や子育て期の短時間勤務など子育てと仕事の両立を支援する制度を利用しやすい職場環境づくりや事業所内託児所への支援を推進する。

70、虐待から子どもたちを守る

児童相談所や市町村の体制の一層の強化を図り、地方自治体と、警察、教育機関などの関係機関、地域住民が力を合わせて、児童虐待のない社会を目指す。また、配偶者からの暴力被害者への施策については、再チャレンジ支援総合プランにも盛り込み、対策の充実を図る。

71、子どもたちが適切に養護を受けられる仕組みの充実

虐待などにより家庭において養育を受けることが困難な子どもたちを支えるため、里親、施設などの社会的養護の体制整備を推進する。また、施設内虐待の防止等のため、子どもの権利擁護の強化のための仕組みを導入する。

72、ワーク・ライフ・バランスのとれた生き方の実現

働く人が子育てとの両立など仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生き方を選択できるよう、長時間労働の是正やテレワークの推進など働き方の改革を進める。また、働く人の健康や生活にも影響を与えている深夜営業等のあり方についても検討する。

73、女性の意欲・能力を活かせる環境づくり

出産・育児期を通じてキャリアの継続に向けての支援を強化するとともに、子育てしながら再就職を希望する方からの相談に応じる「マザーズハローワーク」を全国展開する。

また、母子家庭等の自立を促進するため、子育て・生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的な支援等の総合的な母子家庭対策を推進する。

74、特別支援教育のさらなる推進

発達障害を含む障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばすため、幼稚園や高等学校も含め就学前から就労まで一貫した支援体制の構築を推進する。また、特別支援教育の推進のための教職員配置の充実を図る。

<再チャレンジと努力する人が報われる社会をつくるために>

75、「チャンスにあふれ、何度でもチャレンジが可能な社会」の構築

様々な事情や困難を抱える人達も含め、挑戦する意欲を持つ人が、就職や学習に積極的にチャレンジできるよう、「再チャレンジ支援総合プラン」を推進する。

76、若者の雇用機会の確保

就職氷河期に遭遇し、年長フリーターとなった若者の正社員化に向けて、キャリアコンサルティング機会の提供、求人ニーズが高い分野の職業訓練、トライアル雇用の活用、職業能力評価制度の整備等の対策を講じ、人手不足感の高まっている中小企業とのマッチングを進める。

77、団塊世代を活用した「新現役チャレンジプラン」の創設

中小企業の新事業展開を支援するため、団塊世代をはじめとするシニア人材（新現役）が有する技術・ノウハウ等が中小企業や地域で活用されるよう、「新現役チャレンジプラン（仮称）」を創設し、大企業から中小企業へ、大都市から地方へ、海外から国内へ3つの潮流を作り出す。また、中小企業大学校等を活用し、地域の経営力の強化を図る。

78、団塊世代の意欲や活力を活かし、その技能を次世代に継承できる仕組みづくり

大都市部で定年等を迎え、ふるさとで再就職を希望する方を支援するとともに、起業に挑戦する団塊の世代を資金面でサポートする。さらに、団塊の世代が活躍できる新たな職場の開発を進め、仕事を通じ意欲と能力を活かせるようにする。

また、ものづくりの現場を支えてきた団塊の世代の熟練した技能・技術を、次世代を担う若者等に円滑に継承する取組みについて、行政機関、産業界、教育界など関係者一体となって進める。

79、高齢者の活躍の場の一層の拡大

高齢者が一層活躍できるよう、募集・採用に際しての年齢制限を禁止し、年齢にかかわらず仕事に挑戦できる社会を目指す。特に「70歳まで働ける企業づくり」を目指す事業主をモデル事業で後押しする。また、高齢者が生きがいを持って働いていけるよう、シルバー人材センターの一層の活用や農林漁業への就業を支援する。

80、障害者の就労支援の抜本的強化

障害者が生き生きと働くことができる社会を目指し、企業や官公庁における障害者雇用に関する理解の促進や働く環境の整備、障害者向けの会社（特例子会社）の設立等を進める。

また、就業面と生活面の一体的な支援を行う「障害者就業・生活支援センター」をすべての障害保健福祉圏域に設置するとともに、ハローワークを中心とした「チーム支援」の体制・機能を強化する。官公庁において、障害者が一般雇用に向けて経験を積む「チャレンジ雇用」を拡大する。こうした取組みを通じて障害者も健常者もともに働き、暮らす共生社会を形成するための支援ネットワークを構築する。

81、働く人の公正な処遇に向けた取組みとパート労働者の待遇改善

- ・労働者派遣及び請負の不正に対する監督の強化、雇用対策法の改正による外国人の雇用状況に関するハローワークへの報告の義務化、研修・技能実習制度の適切な運用の徹底など働く人の労働条件の確保を図るとともに、改正パート労働法の着実な施行を通じ、均衡待遇の確保や正社員への転換を進める。

- ・パート労働者をはじめとする勤労者の賃金を「底上げ」するため、39年ぶりに最低賃金法を改正し、適切な引上げを早急を実現する。あわせて、中小企業における賃金引上げや自営業者の活性化に向けた環境を整えるため、下請取引の適正化、生産性向上を支える人材の確保・育成等を強力に進める。
- ・働き方が多様化する中で、「一般雇用」と「パート雇用」・「有期契約雇用」・「派遣雇用」・「高齢者再雇用」等の雇用形態に適切に対応した政策を展開し、一人ひとりの働き方に応じた公正な処遇を実現する。その上で、個々の働き方の実態を正確に表す呼称が定着するよう進める。

82、地域雇用対策の推進

「地域雇用開発促進法」の改正により、雇用情勢が特に厳しい地域での雇用機会の創出を支援するとともに、地域自らが行う魅力的な雇用の場の創出のための取組みを支援するなど、地域雇用対策を積極的に推進する。

83、中小企業金融の拡充・強化

相対的にリスクが高い中小企業に対する金融支援の枠組みを強化する「流動資産担保保証制度」など無担保や無保証で融資を行う制度の強化、新たな挑戦を行う者の事業開始段階の返済負担を軽減する融資制度の推進、資金需要が発生した時に迅速な信用供与・資金提供を受けられる仕組み等を実現する。また、「再チャレンジ支援融資」などを活用して、事業者を積極的に応援する。

<地域を活性化するために>

84、構造改革特区の推進

各種の規制の特例措置に関する地方公共団体や民間事業者等からの提案を積極的に実現する。また、特区において講じられた規制の特例措置については、評価の結果に応じ、全国展開等を図る。

85、地域再生の推進

「地域再生計画」に基づく地域の自主的・自立的な取組みを支援するため、地域再生を担うひとづくり・人材ネットワークづくり、補助金改革、民間のノウハウ・資金等の活用を政策の3本柱とし、主要政策分野における支援施策をまとめた「地域再生総合プログラム」を推進する。

86、地域資源等を活用した中小企業の活性化

中小企業が新商品・新サービスを開発し販売する取組みを「中小企業地域資源活用促進法」を中核に支援し、5年間で1,000件の新事業を創出する。また、地域中小企業応援ファンドを積極的に創設し、地域の中小企業の活力を引き出す。さらに、人材の確保・育成、技術・技法を活用した商品開発等を通じて伝統的工芸品産業の振興に取り組む。

87、企業立地の促進等による地域の活性化

所得と雇用を創出する企業立地を促進するため、産学官連携による地域における人材育成、戦略

的な産業インフラの整備や企業立地に係わる規制、諸手続の緩和の一層の合理化を図る。

88、デジタル・ディバイドの解消

地理的な条件に関わらず、等しく医療や教育などのサービスを受けることができるネットワーク基盤を整備するため、民間事業者や地方公共団体等によるブロードバンド・ゼロ地域解消に向けた取組みを支援する。

89、中心市街地の活性化によるにぎわいの創出

まちなかへの都市機能の集積の促進や都市機能の適正立地により、高齢者を始め多くの人々に暮らしやすいまちとなるよう、歩いて暮らせるまちづくりを進めるとともに、少子高齢化や安全・安心に対応した商店街の意欲的な取組みに対して支援する。

90、観光立国の実現

「観光立国推進基本法」の制定を踏まえ、国際会議の誘致等を含め、ビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化により外国人観光客の訪日（2010年に外国人旅行者1,000万人訪日）を促進するとともに、観光ルネサンス事業の拡充、ニューツーリズムの創出と流通の促進等により、魅力ある観光地・観光産業の創出を図る。また、国際観光振興等に効果的な総合エンターテイメント導入の検討を進める。

91、科学技術による地域製造産業再生や地域活性化

地域産業の再生に資するナノテクノロジー・材料分野などの研究開発を進めるとともに、地域クラスターの形成など地域における科学技術を振興することにより、地域イノベーションを強化し、活力ある地域づくりに貢献する。

92、地域中小企業再生ネットワークの創設

中小企業再生支援協議会・再生ファンド等を一体的に連携させる「地域中小企業再生ネットワーク」を創設し、人材派遣等の支援機能を強化する。また、信用保証協会等の積極的な活用を図るなど、中小・小規模企業の再生や再チャレンジの取組みを支援する。

93、頑張る地方応援プログラムの推進

独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む自治体に対して、3千億円程度の地方交付税措置を行い、地域の活性化を推進する。

94、「ふるさと」を大切にする気持ちを支援

「ふるさと」はわれわれの心の中にあり、それを大切にする気持ちは尊重すべきものである。このような気持ちからなされる「ふるさと」への貢献を支援するため、税制や寄附金のあり方などを含め、その方策を検討する。

95、入札契約制度の改革と建設業の活力の回復

公共工物品質確保法による入札契約制度の改革などを通じて、公正な市場環境の整備を図るとと

もに、地域の経済や防災力を支える重要な担い手である中小・中堅建設業の経営基盤の強化を促進することにより建設業の活力の回復を図る。

96、コミュニティビジネス支援

人材育成や資金調達等における経営支援、ネットワーク構築等を通じてコミュニティビジネスを支援する。

97、システム効率化・集中化の推進

中央政府が率先して人事、給与、会計などの間接部門の業務システムについて統合・一元化し、地方移転や業務自体の民間委託を進め、これにより、政府の業務・システムの抜本的な効率化と地域ICT産業の振興を図る。

98、沖縄振興と沖縄科学技術大学院大学構想の実現

沖縄経済の自立を目指し、産業・科学技術の振興、雇用の創出、情報通信産業の集積、社会資本の整備等に取り組み、また、沖縄科学技術大学院大学構想を着実に推進し、世界最高水準の教育・研究を実施する。

<地域コミュニティを振興するために>

99、コミュニティ基本法の制定等による地域コミュニティ活動の支援

パブリック・マインドや地域社会の連帯の再生を図るため、地域の町内会や小学校区、集落、スポーツ少年団などが防犯・防災活動や青少年育成活動などを実施する際、公的な機関や民間企業が支援・参加する環境を整備する必要がある。このため、「コミュニティ基本法」(仮称)を制定し、総合的なコミュニティ振興策を講じる。

100、NPOの育成・支援

NPOの健全な発展を促進するため、認定NPO法人制度の要件緩和など税制の検討を行なうとともに、NPO法人の信頼性を高めるため情報公開制度の整備を進めるなど法改正を行なう。

101、都市と農山漁村の教育交流(山村留学)等の全国展開

都市と農山漁村の児童生徒がまとまった期間相互に交流し、いわゆる山村留学など宿泊合宿による授業を行いつつ自然体験活動等を行うプログラムを全国に展開し、子どもの社会性・連帯感を醸成するとともに、地域資源の再発掘等による地域活性化にも貢献する。

<伝統・文化を伝承するために>

102、「美しい国」の実現に向けた文化芸術の振興

文化財の保存・整備を充実し、これを活用した地域活性化の取組みを支援する。また、子どもたちが芸術文化や伝統文化に親しむ機会を拡充する。

<イノベーション推進のために>

103、「科学技術創造立国」による国際競争力の強化

イノベーションの創出を通じてわが国の競争力のより一層の強化を図るため、25兆円の政府研究開発投資を掲げた第3期科学技術基本計画や「イノベーション25」に基づき、科学技術への投資を充実する。

104、基礎科学・基礎研究の振興と国家基幹技術の開発

研究者の自由で独創的な発想に基づく基礎科学・基礎研究や、重点目標を戦略的に設定した基礎研究を進めることにより、イノベーションの創出につなげる。

H- Aロケットをはじめとする宇宙輸送システム、世界最高性能の次世代スーパーコンピュータ、海洋地球観測探査システム等の研究開発を進め、国家基幹技術の開発を推進する。

105、世界をリードするイノベーション創出人材の育成

理数好きな子どもの裾野を拡大し、伸びる子をさらに伸ばす理数教育の充実、若手・女性研究者が活躍できる環境の整備等を進めることにより、イノベーション創出を担う人材を育成する。

106、科学技術による環境問題の克服と経済成長の両立

科学技術と原子力の研究開発を同時に進め、環境・エネルギー問題の克服を目指す。独創的・先端的な基礎研究の充実や、ライフサイエンス、情報通信、ナノテクノロジー・材料等の研究開発を戦略的に進める。

107、地理空間情報を高度に活用する社会

地理空間情報活用推進基本法の成立を受けて、国民生活に深く浸透している衛星測位と地理情報システムの政策連携を強化し、国土空間データ基盤（NSDI）の形成を産学官一体となって推進する。また、登記所備付地図の整備事業を強力に推進する。

108、宇宙基本法の制定と宇宙産業の育成

宇宙基本法（仮称）を制定し、宇宙戦略本部を設置することにより、宇宙開発に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。これにより、宇宙の利用・産業化を積極的に進め、国際競争力のある宇宙産業の育成に努める。

<成長力を強化するために>

109、経済成長戦略の確実な実行

人口減少下でも持続的、安定的に民間需要主導で成長する「日本型経済成長モデル」を実現し、実質で2%台半ばの経済成長を目指す。これを実現するため、「経済成長戦略大綱」を改定・強化し、成長に向けた政策を力強く実行する。なお、税制改正に当たっては、経済活力の維持・向上と国際競争力強化の観点を重視する。

110、M & Aルールの特典

企業買収を取り巻く環境の変化に対応したM & Aに関する公正なルールの特典・整備を行う。

111、安心して投資できる金融・資本市場の整備

横断的で隙間のない規制で投資者保護を実現し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させる。さら

には、わが国市場の魅力を向上させるため、市場制度・参加者の競争力を強化するなど、公正・公平な取引の拡大と「自由と規律」のバランスのとれた市場の構築に向けた改革を進める。

112、規制改革の推進

官製市場や国民生活、産業活動に対する各種の規制については、各般の要望に基づき改革を進める。また、法律による規制の新設審査については、厳格な審査を行う。

113、競争政策の充実

カルテル・入札談合事件への対応のほか、不当廉売、優越的地位の濫用等による買いたたきや、下請け代金の不当な減額等の下請法違反行為、消費者を誤認させる不当表示など、様々な事案へ厳正に対処するため、公正取引委員会の体制の強化充実を図る。

また、改正独占禁止法の見直し規定に従い、審判制度のあり方等について抜本的な見直しを行う。

114、世界トップクラスのコンテンツ産業の育成、感性価値創造の推進

日本文化を発信するコンテンツ産業の振興を加速的に進める。また、映画、アニメ、ゲーム、音楽、マンガ等の「日本発ポップカルチャー」をさらに進展させるため、わが党独自の基本戦略を本年度中に取りまとめる。さらに、日本人の繊細で創造的な感性を活かし、作り手と使い手が共創するものづくりやサービス活動を推進する。

115、知的財産戦略の展開

民間活力の活用、外国特許庁との協力推進等により、2013年までに世界最高水準の迅速かつ効率的な特許審査を実現する。また、ひとつの発明が世界中で円滑に特許保護される「世界特許」の実現に向けて、「特許審査ハイウェイ」の拡大、特許制度の国際的な調和を目的とした「実体特許法条約」の実現に取り組むとともに、模倣品・海賊版の拡散を防止するため、「模倣品・海賊版拡散防止条約」の早期実現を目指す。

116、ものづくり産業の競争力強化

- ・ ロボット・新世代自動車・航空機・宇宙衛星などの新しいものづくり産業の創造を図るとともに、国内の立地環境整備や技術の適切な管理・強化を推進する。
- ・ 「環境・省エネ」技術との組み合わせで、燃費性能等を抜本的に向上させた次世代環境航空機の開発・導入、バイオの自動車燃料や化学製品の開発・普及、省エネ・CO₂削減を実現する新しい素材製造技術の確立、街づくりと一体となった新世代自動車社会の構築など環境技術のイノベーションを推進する。
- ・ 子どもの安全・安心な生活環境の創出を目指したキッズデザインの推進等を通じて、国民一人ひとりに安全で安心なものづくりを促進する。

117、サービス産業の生産性向上

サービス産業の質と生産性を向上させるため、団塊の世代の活力を存分に活用して製造業ノウハ

ウのサービス分野への移転を促進するほか、わが国のサービス産業を背負って立つ人材の育成に取り組むなど、サービス産業全体の質と生産性向上を支援する。

118、医薬品・医療機器産業、健康関連産業の育成

- ・ 海外の承認薬・医療機器が国内で未承認という、わが国の治験や審査承認の迅速化に努める。
- ・ 新しい技術開発に取り組む創薬系ベンチャー企業の育成や、日本の優れた基礎研究を実用化につなげる橋渡し研究を重点的に支援する。これにより、革新的な新薬・医療機器が迅速に実用化され、日本国民が世界で最先端の医療を受けられるような環境を作る。
- ・ 個人の健康状態を生涯を通じて把握・活用できる情報基盤の整備や、個人・地域・企業が健康増進に積極的に取り組むためのインセンティブ付与などを通じて、科学的根拠に基づいて確実に効果を産み出す健康関連産業の育成や予防を重視した健康づくりを進める。

119、海事立国の実現

「海洋基本法」の成立を踏まえ、海洋基本計画を早急に策定するなど、海事政策を国家戦略として、総合的かつ強力に推進する。

特に、安定的な国際海上輸送を確保するため、国際競争力の強化と日本籍船、日本人船員の確保を図る観点から、関係法律の整備とトン数標準税制の導入について具体的検討を進める。

120、国際競争力を強化する人流・物流体系の構築

スーパー中樞港湾プロジェクトや臨海部物流拠点（ロジスティクス・センター）形成の促進、これらへのアクセス道路や鉄道、大都市圏における環状道路などの整備、アジア域内における海上・航空輸送ネットワークの充実、Sea&Railサービスの促進、ICTの活用等によるスピーディでシームレスかつ低廉な人流・物流体系の実現を図る。

また、航空自由化（アジア・オープンスカイ）を推進するため、地方空港の国際チャーター便を促進するとともに、路線の新設を抜本的に自由化し、観光振興をはじめとする地域活性化につながる。さらに、大都市圏拠点空港（成田・羽田・関空・中部）の真の24時間化・国際化の推進やアクセス改善を図るとともに、関空・中部は国際拠点空港にふさわしい路線の開設や増便が実現できるよう旅客・貨物について「航空自由化」を推進する。

121、中小企業の事業承継の円滑化

事業の将来性、後継者不足、相続人間の遺産分割や遺留分、相続税、資金調達や個人保証の問題など、様々な課題を抱える中小企業の事業承継の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討し、支援策を抜本的に強化する。

122、下請中小企業対策の充実・強化

自動車、情報通信機器など幅広い業種において、取引適正化のためのガイドラインを策定するとともに、親事業者に対し、下請代金支払遅延等防止法の遵守の徹底等を図る。また、インターネットを活用した取引マッチングシステムの推進により、売り手と買い手の効率的なマッチングを図る。

123、小規模・零細企業対策の強化

国民生活金融公庫による小企業等経営改善資金融資(マル経)や新創業融資制度の充実等により、資金調達の円滑化を図る。また、「生産性向上特別指導員」の配置、ICT化のための支援策の充実、JAPANブランド育成支援事業の推進等により、小規模・零細事業者に対しきめ細かな支援を行う。さらに、個人事業主を中心とした小規模企業対策の観点から、商工会議所、商工会の組織機能強化のため、早急に抜本的な対策を講ずる。

124、情報通信産業（ICT産業）の国際競争力強化

情報通信産業の国際競争力強化のため、世界初のICTサービスを開発・実証できる特区を創設する（「ユビキタス特区」の創設）。日本の技術が国際標準となり、世界経済でイニシアティブをとるべく技術の開発、標準化、人材育成、ベンチャー支援など、産・学・官一体の総合的な支援策を展開する。

125、ICTを活用した生産性の向上

企業や業種を超えた情報共有の仕組みの構築を支援し、製品安全、環境、化学物質管理など、様々な社会的課題への対応も可能とするために、2010年度までに、国際的な標準と調和した電子商取引や電子タグ利用の共通基盤を利用可能とする。

126、情報通信（ICT）による住みやすい社会の建設

少子高齢化社会での生産性向上の方策として、地域の特産品の生産・受注・販売を、簡単なパソコンとネットワークで繋ぎ地域経済の活性化を図る等、産業、福祉、教育、交通等、生活に密着した分野において、ICT技術を活用し課題解決を目指す「ユビキタス・コミュニティ構想」等を推進する。ICT基盤整備等の支援策を講じ、いつでも、どこでも、何でも、誰でもICTの恩恵を実感できる社会の構築を目指す。

127、通信・放送分野における改革の推進

通信・放送の融合・連携に対応した法制度の見直し、放送番組などのコンテンツの競争力強化に向けた法制度の整備等を行う。テレビ放送は2011年の完全デジタル化に向け、中継局の整備・辺地共聴施設の支援をするとともに、公共放送が視聴者に信頼される体制の確立を推進する。

128、テレワークの推進

場所と時間にとらわれない柔軟な働き方であるテレワーク人口の倍増を実現するため、テレワーク関係設備の導入支援を行うとともに、企業や国民各層に対するテレワークの普及・啓発活動を支援することにより、2010年までに、テレワークの人口を就業者の2割にする。

< エネルギーや水、食料を確保するために >

129、暮らしの安全を支えるエネルギー・水・食料の戦略的確保

エネルギー・水・食料は、暮らしの安全・安心を支える大切な資源であり、地球全体の環境保全の観点も考慮しつつ、戦略的に確保していく。

- ・ 資源外交や経済協力の戦略的展開により、資源国との総合的な関係強化を図るとともに、国内における安定供給の担い手である石油産業の競争力・経営基盤の強化に取り組む。
- ・ 核燃料サイクルの早期確立や高レベル放射性廃棄物処分場の確保に向けた国民の理解獲得、次世代軽水炉の開発、高速増殖炉サイクルの実証・実用化に向けた研究開発等に取り組む。
- ・ 原子力施設における改ざん・隠ぺい等の不正の判明を踏まえた対応、原子力施設の耐震安全性の向上に向けた取組み、核燃料の再処理や放射性廃棄物の処分に係る安全性の検討・確認等を進める。
- ・ 水・食料は生命の維持に必要不可欠であり、国内農業の食料供給力の強化を図る。

、美しい郷土（ふるさと）をつくる

<美しく、暮らしやすいふるさとをつくる>

130、広域ブロックの発展を目指す国土づくりと離島・半島・豪雪地帯・過疎・山村等の振興

- ・ 多様な広域ブロックが自立的に発展する、美しく、暮らしやすい国土づくりを進めるため、地域活性化を支える基盤整備と地域づくりに対する支援等により、民間と連携した地域の発意による広域的な地域活性化戦略を総合的に支援する。さらに、二地域居住等を推進し、地域の活性化を図る。
- ・ 都市と農山漁村の共生・対流、人材育成等による地域の活性化、離島・半島・豪雪地帯・過疎・山村等の条件不利地域における基盤整備や生活交通の確保等の取組みを重点的に支援する。

131、地域の活力を高める交通施策の推進

低床式次世代型路面電車（LRT）の整備、地方鉄道の再生など市町村・公共交通事業者等が行う地域の公共交通の活性化・再生や地方のバス等生活交通の確保に関する取組み等に対して総合的に支援する。また、地方公共団体や事業者等の関係者が一丸となった「都市・地域総合交通戦略」の策定等を支援する。

132、真に必要な道路の整備促進及び高速道路ネットワークの効率的活用・機能強化

昨年の道路財源の見直しに関する政府・与党合意を踏まえ、今後の道路整備の姿を示した中期計画を年内に作成し、真に必要な道路整備は計画的に進めるとともに、既存高速道路ネットワークの効率的な活用等に向けて、高速道路料金の引下げを実現し、また、地域生活の充実、地域経済の活性化に資するスマートIC（ETC用インターチェンジ）の整備等の促進を図るため、平成20年の通常国会に所要の法案を提出する。

133、社会資本整備の重点的な推進と国の役割

真に必要な分野での社会資本整備を着実に推進し、「国土保全」「全国的・根幹的かつ安全な交通基盤の整備」は、国として今後とも責任を持って推進する。また、整備新幹線の整備を促進するため、政府・与党申合わせの見直しについて検討する。

一方、超電導磁気浮上式鉄道（超電導リニア）については、民間による実用化にあたり、その支援に努める。

134、地域の創意工夫を活かした都市再生や美しく潤いのある都市・地域づくり

「改正都市再生特別措置法」等に基づき、優良な民間都市開発への支援、民間資金・ノウハウを活用したまちづくりを推進する都市再生関連施策を戦略的・重点的に推進するとともに、まちづくり交付金を活用し、地域の創意工夫を活かした都市再生・地域活性化を一層推進する。あわせて、不動産投資市場の健全な発展等を通じ、都市の成長力を高める。また、都市の水と緑の保全・再生、景観法の活用を通じた良好な景観形成、歴史的・文化的遺産を活かした川づくり・緑地の保全等による地域づくりを支援する。

<新住宅ビジョンにより豊かな生活をつくる>

135、「200年住宅ビジョン」の推進 - より長く大事に、より豊かに、より優しく -

地震に強く安全な家を実現し、環境負荷と住宅コストの軽減を図るため、超長期にわたって循環利用できる質の高い住宅（「200年住宅」）の普及に向け、「家歴書」の創設、流通市場の改革、新たな住宅金融システムの構築などの諸施策を総合的に推進する。

<力強い農林水産業をつくる>

136、担い手の育成で強い農業の実現

品目横断的経営安定対策を円滑に実施し、小規模農家も含めた集落営農など地域の実情に応じた多様な担い手の育成に取り組むことにより、食料の安定供給を図り、足腰の強い農業を確立する。

137、時代の変化に対応する農地政策の確立

農地の保全、耕作放棄地の解消に努め、担い手の規模拡大を図る。また、新鮮で安心な農産物を国民に供給するとともに、心やすらぐ「農」の風景を維持形成するなど都市農業の一層の振興を図る。

138、美味しいニッポンを世界へ

「おいしく、安全な日本産品」の輸出を促進し、平成 25 年までに輸出額 1 兆円規模を目指す。検疫交渉の加速化、輸出証明書の発行等により新たな市場の開拓を図り、日本食文化の発信を推進する。また、衛生管理体制の強化等により、水産物の輸出戦略を積極的に展開する。

139、消費者重視の農業へ

安全で安心な美味しい農産物を供給し、消費者の食に対する信頼確保のため、食品表示の適正化等を進める。そして、わが党が中心となって議員立法により制定した「有機農業推進法」に基づき、環境に優しい農業を推進する。さらには、健康志向に応える機能性食品を開発・商品化するとともに、知的財産権により新たな需要の創出を図る。

140、都市と農山村交流等による農山村の活性化

農山村の活性化を図るため、本年 5 月に制定した「農山漁村活性化法」の下で、農山村に居住者・

滞在者を増やす対策を総合的に推進し、地域の活力を引き出す。また、若者や定年後の団塊世代等の農林業への就業を積極的に推進する。さらに、農山村の暮らしを守るため、有害鳥獣対策を積極的に推進する。

141、「美しい森林（もり）づくり」と地球温暖化の防止

森林吸収源対策の確実な実施のため、間伐を促進する。今後とも、十分な財源を確保し、森林の整備・保全を進め、国土保全や温暖化防止などの多面的な機能を有する森林の「美しい森林づくり」を展開する。また、バイオマスや間伐材、木造住宅の積極的な建設等による国産材を利用拡大し、林業・木材産業を再生する。さらに、違法伐採について地球環境を守るため対策を推進する。

142、バイオマス・ニッポンを目指して

農林業を 21 世紀の戦略産業として発展させていくため、バイオマス利活用などの新たな分野にも果敢に挑戦し、農林業の新境地開拓を加速化させる。

143、力強い水産業の確立

- ・新たな水産基本計画に基づき、積極的に経営改善に取り組む漁業者を対象とする経営安定対策の導入、漁船漁業や流通システムの構造改革を通じた水産業の国際競争力の強化に取り組む。このため、水産物の安定供給の担い手となる漁業者が経営改善に積極的かつ計画的に取り組めるよう収入の変動による漁業経営への影響を緩和する新しい経営安定対策を導入する。
- ・国際競争力のある経営体を育成・確保するため、漁船漁業構造改革対策を着実に推進するとともに、市場を核とした流通拠点の整備及び前浜と消費者をつなぐ多様な流通経路の構築を推進する。
- ・わが国のリーダーシップによる国際的な資源管理や捕鯨問題に加え、安全操業に積極的に取り組む観点から、水産外交を強力に展開する。
- ・大型クラゲ、トド、外来魚、カワウ等による漁業被害の軽減・防止対策を推進するとともに、内水面漁業・養殖業の振興を図る。
- ・新しい漁港漁場整備長期計画に基づいて沖合域を含めた漁場整備や磯焼け対策を行うとともに、資源回復計画を推進する。
- ・水産業・漁村の有する多面的機能の発揮に積極的に取り組むとともに、防災力の強化や生活環境の向上により、安全で活力ある漁村づくりを推進する。

< 京都議定書達成へ低炭素社会をつくる >

144、京都議定書目標の確実な達成に向けた制度等、あらゆる面からの抜本的強化

京都議定書目標を確実に達成するため、産業界の削減努力の確実な実施とさらなる深掘りに加え、排出量の伸びが著しい業務・家庭部門の対策を抜本的に強化する。

このため、地球温暖化対策推進法を抜本的に見直すとともに、財源の確保を十分に図るなど、政府の行う対策を一層強化する。率先的取組みとして、今年度中に政府公用車にバイオ燃料を完全に導入する。

145、世界に先駆けた「低炭素社会づくり」に向けた国民運動の推進

製品・サービスごとにCO₂排出量を表示するなど環境配慮の「見える化」による省エネ行動の

徹底、省エネ家電買換促進に向けた地域の新しい取組みへの支援、住宅・建築物の省エネ化、環境にやさしい行動に応じてポイントがたまる「エコポイント」などによる省CO₂型製品・サービスの普及、クールビズの定着や「サマータイム」についても国民の理解を得つつその導入について前向きに検討するなど、官民力を合わせてビジネススタイル・ライフスタイルの変革に向けた国民運動を展開し、「1人1日1kg」のCO₂削減を目指す。

美しい国・日本の指針を世界に示す

<主張する外交を示す>

146、わが国の総合的な外交力の強化

わが国の総合的な外交力を強化するため、わが党で取りまとめた「外交力強化へのアクション・プラン10」を着実に実施する。

- ・経済界やNGO、地方自治体など外交プレイヤーとの連携を強化する。特に、法整備支援や税制などの適法性の確保、日本語教育拠点の拡充など、海外進出の企業支援を進める。
- ・環境を重視したODAの拡充や情報収集・分析力の強化、国際放送の充実など対外発信力の強化など外交手段を強化する。
- ・邦人保護の強化など在外公館の整備やマンパワーの充実など外交実施体制を整備する。

147、日米同盟に立脚した価値観を共有する国々との連携強化、「自由と繁栄の弧」の形成

わが国外交の基軸である日米同盟をさらに強化する。その上で、豪州、インド、欧州諸国など価値観を共有する国々との連携を強化し、わが国外交の幅を広げていく。

また、中央アジアや中東諸国などを支援し、普遍的価値に基づいた豊かで安定した地域をつくること、すなわち「自由と繁栄の弧」の形成に取り組んでいく。

さらに、来年のTICAD の成功に向け、積極的なアフリカ外交を推進していく。

148、アジア・ゲートウェイ構想の推進、アジア地域への主導力の発揮

アジア・ゲートウェイ構想を着実に推進するとともに、中国・韓国・アセアン諸国など近隣諸国との友好関係をさらに深化させ、貿易、投資、人の往来などが急速に発展しているアジア地域の安定と繁栄をリードしていく。

149、領土問題解決への努力と真の海洋立国の構築

北方領土と竹島は、わが国固有の領土であるにもかかわらず現在、不法に占拠されたままであり、今後とも粘り強い外交努力を続け、その平和的解決を目指す。また、尖閣諸島には、領土問題は存在しないものの東シナ海問題が存在するため、今後とも毅然とした姿勢で対処し、東シナ海を「真の友好の海」とすることに努める。

わが国は世界第6位の排他的経済水域を誇る海洋国家であり、先の国会で成立した「海洋基本法」に基づき総合的な海洋政策を推進し、真の海洋立国を目指す。

150、WTO及びEPA・FTA交渉への全力対応

WTOドーハラウンド交渉の妥結に向け、主導的な役割を果たす。農業交渉等については、多様な農業の共存や、林・水産物の有限天然資源の持続的な利用を基本理念とし、重要品目の数の確保や上限関税の導入の阻止など、わが国の主張が実現されるよう全力で取り組む。

経済連携についても、対アジア諸国はじめ取り組みを加速する。特に、農業大国である豪州とのEPA交渉については、わが党の決議を踏まえ、WTO交渉方針との整合性を図りながら、重要品目が除外又は再協議の対象となるよう粘り強く交渉する。

151、中国残留邦人への新たな支援

中国残留邦人の方々が日本に帰ってきて良かったと思えるような、生活支援をはじめとした新たな支援策を早急に取りまとめ実施する。

< 拉致問題へ決意を示す >

152、国家の威信をかけ拉致問題を解決

拉致・核・ミサイル問題を包括的に解決する。このため、「拉致問題の進展がなければ、北朝鮮への経済支援は行わない」との主旨で「北朝鮮人権侵害問題対処法」を早急に改正する。

今後とも米国・中国等との連携を強化しつつ、国家の威信をかけて拉致被害者全員の帰国を実現する。

< 環境へ主導力を示す >

153、北海道洞爺湖サミットに向け「環境外交」の戦略的な展開

大気中の温室効果ガス濃度の安定化のためには、「世界全体の排出量を現状から2050年までに半減」することが必要である。そのため、「21世紀環境立国戦略」およびその中核をなす「美しい星50」に則り、来年のG8洞爺湖サミットを機に、米国、中国、インドなど主要な排出国が参加する枠組みを構築するためにリーダーシップを発揮する。あわせて、途上国の支援のために新たな「資金メカニズム」を国際協調で構築するなど、途上国の排出削減や適応策を支援する。

< 国際貢献を行動で示す >

154、自衛隊の海外での国際平和協力活動の推進

国連のPKO、イラクの人道復興支援活動、テロとの闘いの継続など、自衛隊の海外派遣は、今後とも、国際協調と国益を考えて推進する。

155、国際平和協力に関する一般法の制定

テロ対策特措法やイラク人道復興支援特措法といった特措法でなく、自衛隊の海外派遣が迅速に対応可能となるよう国際平和協力に関する一般法（国際協力基本法）の制定を目指す。